

# 大井町広告掲載基準

制定 平成 19 年 2 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この基準は、大井町広告掲載要綱第 4 条に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行なうものとする。

## (広告全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それに相応しい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

## (規制業種又は事業者)

第 3 条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律第 2 条に規定する貸金業（消費者金融）
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 商品先物取引に関するもの
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生、再生手続中の事業者
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行なうもの
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

## (掲載基準)

第 4 条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。ただし、町長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 求人広告に関するもの
- (5) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (7) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (8) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (9) 消費者保護の観点から適切ではないもの
- (10) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (11) 社会的に不適切なもの
- (12) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり不安を与えるおそれのあるもの
- (13) あたかも当町が推奨しているような表現のもの
- (14) 町の中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

#### 附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。